

第181回統計委員会・第30回企画部会（合同開催） 議事録

1 日 時 令和4年8月10日（水）10:00～11:30

2 場 所 W e b 会議

3 出席者

【委員】

椿 広計（委員長）、津谷 典子（委員長代理）、伊藤 恵子、川崎 茂、清原 慶子、
佐藤 香、白塚 重典、菅 幹雄、樫 浩一、松村 圭一、村上 由美子

【臨時委員】

篠 恭彦、清水 千弘

【幹事等】

総務省政策統括官（統計制度担当）、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合
政策課経済政策分析官、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）、経
済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室長

【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務
局統計部長

【事務局（総務省）】

明渡大臣官房審議官、北原大臣官房付

統計委員会担当室：萩野室長、栗原次長、小山次長、上田次長

政策統括官（統計制度担当）：吉開政策統括官、稲垣統計企画管理官

4 議 事

（1）「公的統計の総合的な品質向上に向けて」（建議）について

（2）建設工事受注動態統計の遡及改定等について

5 議事録

○椿委員長 おはようございます。それでは、定刻となりましたので、ただ今から第181回
統計委員会と第30回企画部会を合同開催いたします。本日は、秋池委員と福田委員が御欠
席です。村上委員の到着が少し遅れていると聞いております。

昨今の情勢に鑑み、会議の時間を短くするため、事務局による議事と資料の説明は省略
させていただきます。

本日は、議事次第のとおり、建議の案や、建設工事受注動態統計の遡及改定などについ
て説明があります。本日はこのような議事にしたいと思います。

○萩野総務省統計委員会担当室長 本日は事務局にて、ウェブ画面上に資料を投影いたし

ます。つきましては、委員の方々、説明者及び質疑対応者などにおかれましては、御発言の際に、必ず資料名とページ番号を冒頭にお示しいただくようお願いいたします。また、御質問される方、御回答される方双方におかれましても、御発言の際には冒頭、御自身のお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。

○**樫委員長** それでは、最初の議事に入ります。

最初の議題は、「公的統計の総合的な品質向上に向けて」（建議）となります。これまで、公的統計品質向上のための特別検討チームは9回の会合を開催し、その審議状況は統計委員会が開催されるごとに御報告いただいております。また、前回の統計委員会では、報告書の骨子が示され、その場で意見交換を行い、その後、委員の皆様方には報告書の案を事務局から送付し、事前に事務局に提示された御意見は可能な限り反映した上で、本日提示いただいている報告書の案を取りまとめていただきました。本日は、この案を統計委員会の建議として議決することをお諮りしたいと思います。

それでは、特別検討チームの座長の川崎委員から、まず御報告をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○**川崎委員** おはようございます。川崎です。会議室から参加しております。

それでは、ただ今から「公的統計の総合的な品質向上に向けて」（建議）の案について御報告いたします。これは、委員長から御紹介があったとおり、1月26日の特別検討チームの設置以降、9回の会合で審議を重ねて取りまとめたものであります。この案の骨子につきましては、前回の統計委員会・企画部会以降、委員の皆様、また特別検討チームの皆様からいただいた御意見を踏まえて肉付けを行い、更に8月5日に開催された特別検討チームの会合において審議しまして、その場で統計委員会・企画部会に提出する案として決定したというものであります。

それでは、資料として、資料1-1の別添が報告書案となっておりますので、それを用いて報告させていただきます。なお、資料1-2は、この報告書案の概要となっておりますので、そちらの方も併せて御覧ください。

まず、報告書案、資料1-1の別添のタイトルの部分ですが、これは、「公的統計の総合的な品質向上に向けて」としております。この名称は本年1月に、特別検討チームのフルネーム、公的統計品質向上のための特別検討チームの設置についてということで、この設置要綱にも書かれております文言を使用したというものです。

すみません、画面の方は報告書本体の目次をお示しください。

この報告書本体の構成ですが、目次に示されておりますとおり、全体で6章の構成、それから付録で構成されております。この6章の章立てにつきましては、既に前回の統計委員会・企画部会でもお示ししたとおりです。また、その内容につきましても前回、「Ⅰ はじめに」から「Ⅲ 統計作成プロセスにおけるリスクと取組の方向性」までと、それから「Ⅳ 今後の取組」の中の項目1番から8番までについては、原案のイメージを具体的にお示ししたところですので。この後、前回の御説明と若干重複する部分があるかもしれませんが、私からは報告書案の主なポイントを説明し、また具体的な説明や今後の対策の内容等につきましては事務局から御説明をお願いしたいと思います。

まず「I はじめに」についてですが、ここでは、この報告書は特に府省の幹部職員に是非読んでいただきたいと考えて作成されている、そのことを強調しております。そこで、報告書の冒頭、1ページ以降に、報告書の編集方針として、特に統計の担当職員だけではなく、統計作成プロセス全体を管理掌握すべき各府省の幹部職員に対するメッセージを記載しております。特に幹部職員へのメッセージとしましては、2ページ目の中ほどに括弧書きで「各府省のトップマネジメントが果たすべき役割」というのがありますが、その第1段落目に、公的統計全体を通じて重大事象の発生を抑制し、品質確保向上を図るには、現場の担当職員だけでなく、統計幹事など各府省のトップマネジメントを担う幹部職員が主体的・積極的に取り組むことが不可欠といったことを記載しております。また、3ページ目の5行目以降にアンダーラインを引いて強調しておりますが、社会やユーザーを第一に考えるという立場に立ち、エラーの発生が悪であるということではなくて、エラーに速やかに対応できないことが悪であるというような意識を浸透させていく必要がある、そして、品質優先で風通しのよい組織風土を形成することが必要であるということを述べております。

この後、4ページ目からは第II章「建設工事統計事案に係る概要、評価と分析」、8ページ目からは第III章「統計作成プロセスにおけるリスクと取組の方向性」、それから17ページからは第IV章「今後の取組」と、課題の分析や具体的な取組といった説明が続いております。この具体的な内容につきましては、後ほど事務局から御説明をお願いしたいと思います。

この中で、今後の対策の全体像を整理した説明を御紹介させていただきたいと思っております。資料の11ページ、こちらの中ほどに全体の構成を示しております。これは幹部にも理解しやすいように、全部で10項目にわたる対策を4つにグルーピングしてあります。具体的には、総合的品質管理の推進、ガバナンスのための組織内外のコミュニケーションの確保、デジタル化による人間系ミスの低減と業務プロセスの改善、品質優先の組織風土のための基盤の整備・強化といった4分野に取りまとめております。このようなことで10項目を4分野に整理したということではありますが、ここで提案する対策を今後どのように進めていくかについては、少しページが飛びますが、35ページの第V章「報告書提出後の対応」に記載しております。そして最後に、36ページに、「結びに～公的統計の総合的な品質向上に向けて着実な実行を～」ということで、今後の対応について留意していただきたいポイントを整理しております。

以上が報告書案の全体構成です。

それでは、事案の分析ですとか今後の取組など、具体的な内容につきましては、4ページに戻っていただきまして、第II章の建設工事統計事案に係る概要、評価と分析から、第IV章「今後の取組」、その辺りの詳細につきまして事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○上田総務省統計委員会担当室次長 事務局から説明させていただきます。

まず第II章、建設工事統計事案に係る概要、それから評価と分析です。こちら特にポイントといたしましては、毎月勤労統計事案以降の対策があったのに、なぜ国土交通省の事

案が発生したのかといった疑問にも答えるために、7ページに進んでいただきたいと思います。特に4の「これまでの政府の取組との関係」というものを設けてございます。

第1パラグラフと第2パラグラフで毎勤後の取組との関係を詳細に説明しておりますが、特に第2パラグラフ、読み上げさせていただきますと、「その結果、毎勤後の取組に盛り込まれたマニュアルの整備、統計作成プロセスの適正化、誤り発生時を想定したデータの保存、誤り発見時の適切な対応などが確実に実施されていれば、建設工事統計事案において発生した事象が重大事象となることを抑止する上で相当程度の効果はあったであろうとの結論に至った」としております。その上で、2行下になりますが、毎勤後の対策となる前建議は「今回の検討に当たっても維持されるべきであるとされた」ということでございます。そして、この対策の総論的な流れとして、この節の最後の3行目になりますが、これまでの取組の課題を踏まえた対応のブラッシュアップに加え、新たに認識された問題、これは例えば変更管理といったようなものですが、この問題への取組を行うことにより、重大事象の発生を抑止を更に推し進めていく必要があるとされたとしております。

それから、次のページです。8ページですけども、第Ⅲ章の「統計作成プロセスにおけるリスクと取組の方向性」です。まず第1節として「建設工事統計事案から抽出されたリスク」については、同じページの中段から下にかけて記述されている、ひし形で7つのリスクが掲載されております。これが建設工事統計事案から抽出されたリスクになります。これは、9ページに進んでいただきまして、今度は一般の統計でこのようなリスクがあるのかどうかというのを分析しております。9ページ3行目から白抜き四角の2つがあります。一般の統計に関してですが、性格の異なる多くのステップから形成され、各ステップに様々な立場の多くの者が携わる統計作成は総合プロジェクトとなっていること、そして、統計は時系列比較による活用が行われることを念頭に、継続的に作成されるため、統計作成プロセスが一度設定されるとなかなか変更されずに継続されやすいといった特性から、このページの一番下の点線枠囲み①から⑤、これは建設工事統計事案から抽出されたリスクとほぼ同様なもの、そして10ページの、同じく点線枠囲み⑥と⑦のリスクが一般の統計調査でも潜んでいることが示されるとしております。

そして、11ページになりますけれども、3の「取組の方向性とその必要性」ということで、先に述べた①から⑦のリスクに対する対策を意識しながらですが、第2パラグラフの2行目から、その具体的な対策の検討に当たっては、各府省の基幹統計について、各々のリスク及びその要因の状況、取組によって想定される効果などの現状を把握するため、令和4年6月から7月にかけて、各府省が所管する基幹統計について点検・確認を実施し、その成果も踏まえつつ、取組内容の詳細について検討を行ったとしております。その取組の具体的な内容が、下にリストアップされている1)から10)の対策となります。この1)から10)の対策のポイントにつきまして、17ページ以降で詳しく説明をさせていただきます。

17ページを御覧になっていただきたいと思います。まず、「PDCAサイクルの確立と業務マニュアルの整備・共有の改善」であります。i)ですけれども、2行目以下ですが、ガイドラインに基づいて、基幹統計調査から順次、その業務マニュアルについて、ア)か

らウ)といった点について確認を行って、その結果を踏まえて業務マニュアルの充実等を進めていくといったことを記載しております。それから、ii)といたしまして、最初の行の後ろ、総務省は、まずは建設工事統計、それから建築着工統計に係る統計作成プロセス診断を令和4年度に先行実施するとしております。

次のページへ行っていただきまして、iii)として、中ほど3行目ですが、総務省は統計作成ガイドブックを策定するとしておりまして、iii)の最後ですが、点検・評価ガイドラインや統計作成プロセス診断の要求事項の改定を行うとしております。それに基づきまして、iv)として、各府省はガイドライン等に基づいて対応を行っていただくとともに、v)として、2行目から中段以降になりますけれども、総務省は統計作成プロセス診断を、全ての基幹統計調査を対象に計画的に行うとしております。

続きまして、21ページに進んでいただきたいと思えます。「変更管理の取組の導入」ということです。1つ目、i)の3行目、最後ですけれども、変更管理を確実に実施するとしております。それからii)として、1パラグラフの2行目の最後で、総務省は「事例等を収集・整理し、各府省に提供する」としております。

それから、23ページに進んでいただきまして、「遅延調査票の取扱いの明確化」です。1つ目のi)ですが、下に記載される遅延調査票の対処基準に沿って、遅延調査票を処理するというふうにしております。遅延調査票の対処基準はそちらに書いてあるとおりでございます。

それから、25ページに進んでいただきまして、「誤りの発見・発生時の適切対処の徹底、備えと品質優先の組織風土の定着」としております。ポイントですけれども、1番目、i)として、3行目からですが、誤りの発見・報告及び対応を適切に行った職員を積極的に評価するような品質優先の風通しのよい組織風土の定着を図るとしております。それから、ii)といたしまして、統計の作成を担当する職員に対し、誤り発生時の対応ルールの浸透を図るための研修を行うとしております。それから、前回作業中としておりましたけれども、3番目の情報の保存、記録の作成であります。iii)ですけれども、誤り発生時に遡って、その原因を速やかに分析・検証し、再計算により適切なデータを復元する可能性を高める観点から、以下の4つの情報を「常用(無期限)」として保存するとしております。内容はデータレイアウトフォームなど、その下にあるポツ4つになります。

それから、27ページに進んでいただきまして、「地方公共団体や民間事業者との目的意識の共有と十分な意思疎通の確保」です。1つ目といたしまして、一部の業務プロセスを地方公共団体や民間事業者に委託している統計調査の実施に当たっては、準備段階から意思疎通を十分に行う。また、実施状況報告において改善提案を求めるとしております。それから2つ目として、2行目最後ですが、総務省の対応として「好事例の横展開を図る」としております。

それから、28ページに進んでいただきまして、デジタル化の推進です。これは、前の柱書きの2行目からですが、人手による作業の負担軽減・効率化・誤り防止の観点から、デジタル化を進めること、そしてデジタル化の推進は、統計作成プロセスのみならず、統計利用における利便性を高め、より高度な利用を可能にするものでもあることから、統計業

務の改善とともに、統計サービスの品質向上にも寄与するという考え方でデジタル化を推進するということです。

「デジタル化の推進」の i) ですが、3つのポツがあります。1つ目のポツですが、調査対象となった企業の情報システム、セキュリティ、業務体制等に応じた柔軟な回答記入に対応できるよう、e-Surveyの電子調査票の形式を多様化すること。それから2つ目のポツとして、ファイル取り込み機能を実装すること、3つ目のポツとして、コミュニケーション機能を提供するとしております。

それから ii) ですが、汎用的な集計ツールの開発について検討するとしております。その4行目の「また、」以下ですが、e-Statに登録されている統計調査のデータベース化を推進するとともに、調査事項等のカタログ化を行うことで、最後ですが「結果データの検索・提供機能の充実を図る」としてしております。

続きまして、30ページに進んでいただきたいと思っております。「品質優先の組織風土の定着に向けたマネジメント能力の向上と職員の人材育成」です。まず i) として、2行目後半ですが、誤りの発見・報告及び対応を適切に行った職員を積極的に評価するとしております。第2パラグラフの最後ですが、幹部・管理職員を対象とした、統計作成プロセスの特性に即したマネジメント研修を開発し、異動時期に開催するなど効果的に実施するとしております。ii) として、1行目後半からですが、幹部・管理職員の人事評価について、統計の品質管理のための取組の状況や、誤り発生時における対応の状況、担当職員の能力向上のための取組の状況などが評価対象に加えられるよう努めるとしております。それから、iv) の最後ですが、統計データアナリスト等の資格取得者へのメリットの付与など、資格取得促進のための方策を検討するとしております。

続きまして、32ページを開いていただきたいと思っております。「各府省の体制強化」です。こちらは骨子の段階で樞委員からも御意見を頂戴してございまして、体制強化をするというふうに記載させていただいております。

i) ですが、「統計作成における重大事象の発生を抑止する観点から」、2行目「その業務量に見合った体制を確保する。特に、国土交通省は、今般の事案を踏まえ、早急に統計作成体制の立て直しを図る」としてしております。それから iii) ですが、1行目後半からですが、総務省の統計部門に各府省の職員を受け入れ、OJTを行うとともに、総務省の統計部門の職員を各府省へ派遣するなど、府省の統計部門間の人事交流を促進するとしております。それから iv) として、これは統計分析審査官の話題になります。統計分析審査官について、2行目以下ですが「統計の品質管理全般の中核となることができるような体制へと大幅に見直し、その体制の強化を行う」としてしております。また、統計分析審査官を支えるため、学識経験者、民間の統計や品質管理の専門家などを技術アドバイザーとして確保するとしてございまして、この iv) の最後ですが、各府省が共同して統計分析審査官の確保・育成を行うとしております。

前回、白塚委員から御意見がありました。それにつきましては、33ページの最初のパラグラフですが、きちんとチェックができていたのかといった御意見がありましたので、組織規模の小さい統計部局では、担当職員の業務を適切にチェックする余力が乏しく、

また、担当職員が病気、事故等に遭った場合には業務が停止するリスクがある。このようなリスクの発生に備えて、可能な限り複数の職員が業務を掌握できる体制を作る必要があるといった解説を入れております。

それから34ページですが、「中央統計機構の相談対応の充実と体制強化」です。i)として、3行目からですが、各府省からの相談に的確に対応できるように、相談窓口、相談に基づく個別の支援のための体制を充実するとしております。また、民間の学識経験者や専門家によるアドバイザリー機能を整備するとしております。それから、ii)としまして、2行目以下ですけれども、調査計画の審査の際に、調査計画に記載のない集計プロセスについても各府省に確認し、必要に応じ意見を述べるとしております。それから、iii)として、この改革に必要な体制の強化及びリソースの確保を図るとして、3点ほど記載しております。

以上が報告書の具体的な10の取組の紹介となります。

事務局からの説明は以上となります。引き続き川崎座長からお願いします。

○川崎委員 それでは、続きまして御説明します。以上のように、10項目の取組が非常に重要であるということで丁寧に説明していただきまして、その背景として、第Ⅱ章から第Ⅳ章までを含めて説明していただきました。今の御説明のとおり、10項目の取組が大変大事なのですが、それだけではなくて、なぜこの取組が必要なのか、またどのようにして進めてほしいのか、そういうことをきちんと理解していただくことが大事であろうというふうに思います。そうしないと取組の形骸化や、あるいは表層的な取組になってしまうおそれがあるということで、そういった取組の意義、必要性などについても説明してあるというのが、御覧いただければ分かるということかと思えます。

さて、そういう前提で35ページ、第Ⅴ章の「報告書提出後の対応」というところで、今後の取組の進め方について記述があります。これにつきましては、まず3行目のところで、指摘した取組を、ロードマップ等を定めて速やかに取り組むということを求めています。また、続きまして、実施が令和5年度以降になる取組については「公的統計の整備に関する基本的な計画」に盛り込み、計画的に実施するとしております。したがって、この内容は、このまま直接していただきたいということはもちろんあるのですが、それはきちんとロードマップを作り、また現在、統計委員会の方でも審議中の基本計画の対応の中でも盛り込んでいくということとなります。このような総合的品質管理に関わる取組につきましては、統計委員会としてこのようなことを主導し、また支援していくということが必要になると思いますので、今後の基本計画の審議におきまして、対処すべき課題について継続的に議論を進めていく必要があると考えておりますので、是非委員の皆様には、この点、御理解をよろしくお願いしたいと思います。

最後に第Ⅵ章、次の36ページになりますが、ここに「結びに」ということで、「公的統計の総合的な品質向上に向けて着実な実行を」ということで、最後に訴えることがございます。ここでは、最初に着実な実行を求めるわけですが、2番目に、国民の期待に応える幅広い統計品質の向上ということになります。これが特に重要な点であるということですが、ここでは、公的統計が有用なものであり続けるためには、指摘した取組にとどまらず、社

会のニーズを踏まえた調査の改善、データの提供の在り方の改善、回収率の向上、代替的な情報源の開発等を通じ、より幅広い意味での品質向上に不断に取り組む必要があるということを指摘しております。これは、今回のこの取組は、基本的にはいろいろなリスクへの対応という、必ず満たさなければいけない必要最小限の品質要素ということになります。そこでとどまると困るので、更に高い品質を目指してほしいということも述べております。この辺りのことは統計委員会・企画部会でも御意見があったというふうに思います。

このように、品質管理の取組は一過性のものであってはならず、継続的な取組によって品質向上に努めていただく必要があるということです。また、その次の段落には、統計は様々な誤差要因を含み得るものであることを踏まえ、適切な利用方法に関する情報を併せて提供するなど、公表面からも社会やユーザーを第一に考えた対応が必要ということを書いておまして、全体といたしまして、社会やユーザーを最優先に考える姿勢を持つようということをお求めているというわけです。

以上、この報告書の主なポイントを御説明してまいりましたが、今回の建設工事統計事案が発生したことは大変残念なことでありましたが、この事案の発生は、公的統計の重要性や、公的統計のユーザーに及ぼす影響の大きさ、このようなことを改めて強く認識する契機となったと思います。この機会に、災いを転じて福となすということができるよう、幹部職員、担当の職員を含め、組織を挙げて常に現状を点検し、改善を目指す姿勢を持って日々の業務に取り組んでいただけたらというふうに考えております。また、統計委員会としてもそれを積極的に支援するということが必要であろうと思いますので、そうやって総力を挙げて公的統計の総合的な品質向上に向けて不断に取り組んでいくということを期待しております。

以上で御報告を終わります。

○樫委員長 どうもありがとうございました。それでは、この案につきまして御発言がある方はお願いいたします。いかがでしょうか。

伊藤委員、よろしくお願ひいたします。

○伊藤委員 伊藤です。非常に詳細に報告書をまとめていただきまして、どうもありがとうございます。おおむね賛成の内容でして、かなり多岐にわたる詳細な報告になっていると思います。

1点だけコメントしたいのですが、34ページ、中央統計機構の相談対応の充実と体制強化というところで、外部の学識経験者とか民間専門人材の活用によるアドバイザー機能ということが書かれていまして、それに関しては全く異論なく、もちろんこのような機能を整備、活用するということには賛成です。

ちょっと1点、コメントとしては、やはり政府内部に、しっかりとした専門知識、高度な専門知識を持って、学位を持ったかなり高度な専門家を積極的に採用していく方向にはならないのかということをお以前申し上げたことがあります。やはりそのときに、アメリカ等とは違って、日本はなかなか統計の博士の学位を持っている人材が少ない、供給が少ないと、採用しようにもなかなかそういった人材がないので難しいというような御意見もあって、もちろんそれはそうなのですが、やはり需要がなければ供給も生まれない

と思います。このような政府の重要な専門的な業務を担うところで、そういった博士人材の需要が生まれれば、徐々に博士人材の供給というのも増えていくのではないかと、そういう面もあるかと思えます。

ですので、もし可能であれば、ここに、民間や外部の活用だけではなくて、内部で高度な専門知識を持ち、かつ学位を持っているような職員を採用して、そういった専門職というものを強化していくというところを入れられないのかなというのが私のコメントです。

以上です。どうもありがとうございました。

○**樫委員長** これにつきまして何かございますか。

○**川崎委員** これは、ちょっと私だけでお答えできるかどうか分かりませんが、一言コメントさせていただきまして、また他の方からもコメントいただけたらと思いますが、今、伊藤委員がおっしゃった問題意識、私も大変よく分かるところです。実はそれをどこに書くかという問題が1つあって、今の各府省の統計の専門性の向上のところは、どちらかというところの9番の方なのだろうと思うのです。そちらでは職員の専門性の蓄積の向上といったようなことも言っておりますが、学位、博士課程とか、そこまでのことを具体的には言っておりませんが、そういった趣旨は含まれているのではないかと思います。

ここの中で、どこまでそのことを求めるかということはあるのですが、現実には今、例えば総務省などでは在職中に学位を取る人も出てきたり、そういう派遣のプログラムも出てきたりしております、そういうことをやるところは出てきております。これを全ての省に求めるかというようなこともあるので、なかなかそこら辺、今回の取組の中で書くところは難しいところもあるのかなと思います。

ですので、このようなことにつきましては、人材の確保・育成は引き続き重要で、どのレベルをどう求めるかというのは、今後また基本計画の審議の中などでも考えていけたらと思っております、今の、その採用が難しいとか、そういうのは確かに現実の問題としてあるのかもしれませんが、だからといってやらないでいいと思っているわけではないというのは、恐らくそのお答えをされた方もお感じになっているのだろうと思いますので、その辺りは引き続きの議論ではないかなと思っております。

以上です。

○**樫委員長** 伊藤委員、よろしいでしょうか。次期の基本計画の第4ワーキンググループの議論に相当関係するのではないかというふうに私も考えましたけれども、伊藤委員、よろしいでしょうか。

○**伊藤委員** 結構です。引き続き検討をお願いしたいと思います。

○**樫委員長** 恐らく次期の基本計画にきちんと、もう少し具体的なことを書き込める可能性があるのではないかと私も考えますし、その意味で委員の御発言は非常に重要だと思います。需要をまず伸ばさないと大学側の供給もできないというのは、全くそのとおりだと思います。

それでは、白塚委員、手が挙がっております。白塚委員、よろしく申し上げます。

○**白塚委員** ありがとうございます。規模の小さい統計部署の話も的確に入れていただいてありがとうございます。それと、今の伊藤委員の話とも関係しますけれども、特にこ

うした小さい部署は、伊藤委員がお話しされたような専門的な人材を確保するのが難しい部署だと思います。こうした問題を考えるとき、やはり統計部署をどういうところに置いておくのがいいのか、長期的に見たらどれぐらいの規模のものを作ってやっていくのがいいのか、もう少しそういう視点も大事なのかなと思います。今後、統計部署の整理統合という視点も含めて今の人材の話も考えていかれるといいのではないかなと思いました。

以上です。

○樫委員長 どうもありがとうございます。これもやはり次期基本計画のかなり大きな論点になる意見かと存じます。今回総務省との人事交流という形で、少し人的支援は行うということが書き込まれていたと思いますけれども、これも第4ワーキンググループということになるのでしょうか。よろしく願いできればと思います。

樫委員、手が挙がっております。樫委員、よろしくお願いします。

○樫委員 樫でございます。先ほど途中でもお話があったのですが、32ページの最初のところです。ここに業務量に見合った体制の確保ということを入れていただいたのですが、体制の中には人材も含まれているので、そういう意味で入れていただいたのだというふうに私は理解しておりますし、それから基本計画の中で、川崎委員からも御発言がありましたように、どうやってリソースを確保していくのかというのはこれから議論をしていければと思っております。ただ現実には、国の財政状況とかいろいろなことを考えると、非常に難しい問題だというふうに思いますし、先ほど、学歴の高い方とか学位を持った方を採用できないかという話がありましたけれども、公務員全体に、やはりなかなか労働環境や賃金の問題があって、人材を集めるのも昔のように容易ではないと、そういう問題もあると聞いておりますので、統計部局だけではなくて、公務員の制度全体として考えていただかないと、簡単には解決できないような、非常に難しい問題だと認識しております。

以上は今の議論とちょっと関連したところで、報告書というか、建議全体については、非常に精力的に、非常に幅広いものを議論していただいて、今回の事案から一般的な教訓を導き出していただけたというふうに、非常に感謝しております。それで、こういう一般的な教訓だけではなくて、特に私個人的には、遅延調査票の話というのは今まであまり議論されているのを見たことがなかったのですが、結構いろいろなところで問題が起こり得る火種だということを改めて考えさせられました。ここはまた点検をしたり、いろいろ統計の発表を見ていく中で、新たな問題が出てくる可能性があると思いますので、注意をして見ていきたいと思っております。

それから附属の資料で、点検・確認結果を出していただいたのですが、ここも非常に興味深くて、37ページ、経験年数の表があるのですがけれども、これも大変興味深くて、ある意味、これを見ると一見、経験の長い、年数の長い方がたくさんいるので、ちゃんとベテランが配置されているというふうにポジティブにも評価できるのですがけれども、逆に言うと、10年か20年たつと、この人はみんな辞めていってしまって、その後に次の世代が、ちゃんと経験年数を積んだ人が10年後、20年後に育ってくるのかと、そういう長期的な問題も示唆しているところもあるのではないかなというふうに思いますので、この資料をもう少し分析して、次期基本計画に生かしていくべきだと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○**樫委員長** 樫委員、どうもありがとうございました。報告書自体に対して、これを分析して、もちろん次期基本計画にきちんと生かす視点が、先ほどの採用の話も含めていただけたのではないかというふうに思いました。どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

松村委員、よろしくをお願いします。

○**松村委員** 今回この報告書の取りまとめに関わられた、川崎委員はじめ関係の委員の方々、大変ありがとうございました。今、樫委員がおっしゃられていましたが、私も大変良い報告書を取りまとめていただいたとっております。全面的に賛成です。

今回、これを見させていただいて、特に大きく感銘を受けた点が2つあります。1つは、川崎委員も強調されておりましたが、現場の職員だけではなく、各府省の幹部の方々にも強くメッセージを出されているというところ。もう1つは、組織風土改革の点です。本文でもエラーに速やかに対応できないことを悪として、徹底した組織風土改革を改めて言われています。こうした立派な建議を今回作られたわけですから、しっかりと実のあるものにしてほしい。そのためには最後にも書かれていましたが、統計委員会含め、引き続きフォローに当たっていくことが重要かと思えます。

あと各論のところでは、先ほど樫委員が言われたとおり、やはり遅延調査票の扱いのところ。今回私もこれについては、大変勉強させていただきました。本文のような形で整理していただいたことは、大変意義深いとっております。

あともう1点、各論のところと言うと、情報の保存・記録の作成のところ。今回このようなことが起きたときに、統計を再現するために必要な情報を無期限に保存していくとありますが、全て紙で保存していると大変なところもありますので、今後どうDXを活用していくのかということと合わせて考えていく必要があります。

情報の保存に関しては7月の下旬に、公文書管理委員会の方でも基幹統計調査の文書管理に関する点検が行われています。そこでは、公文書管理上の所定の手続を取られていないものがあり、かつ省庁によってばらつきがある旨の指摘がされています。また、公文書管理委員会でも、業務マニュアルへの公文書管理の観点からの反映ということが強く言われていますので、今回この建議でも業務マニュアルの整備を指摘しておりますが、そういったこともフォローし、連携しながら再発防止に取り組めれば、さらに良いかと思っております。

○**樫委員長** ありがとうございます。今の公文書管理について、何かあればお願いします。

○**上田総務省統計委員会担当室次長** 事務局から補足させていただきます。報告書の18ページを御覧になっていただきたいと思えます。公文書管理との関係につきましては、説明せず大変申し訳ございません。注で、総務省が統計作成ガイドブックという、マニュアルのベースになる文書を作ることになってございます。そのマニュアルのベースとなる目安の中には、きちんと公文書管理法のルールに沿った取扱いとする旨を含めて記載して、それで全ての業務マニュアルにそういったものが盛り込まれていくといったような措置を取らせていただいておりますので、補足させていただきます。

○**椿委員長** よろしいでしょうか。ただ、今、松村委員が御指摘のとおり、政府全体でかなりその部分が問題になったということで、適切に反映していただければと思うところです。

清原委員、よろしく申し上げます。

○**清原委員** ありがとうございます。清原です。会議室から参加しております。「公的統計の総合的な品質向上に向けて」（建議）について意見を申し上げます。

公的統計品質向上のための特別検討チームのメンバーの一人として、このたびその報告書が統計委員会から総務大臣への建議として提出されること、大変に有意義であると思います。椿委員長の御判断に敬意を表し、建議とすることに賛成をさせていただきます。そこで幾つか、この建議の内容について私の意見を申し上げます。

1点目、幹部職員へのメッセージとして、トップマネジメントに関する認識が求められています。先ほど松村委員も御指摘されましたが、「社会や統計ユーザーを第一に考えて、エラーの発生が悪なのではなく、エラーに速やかに対応できないことを悪である」と、この意識を浸透することが重要であるということにアンダーラインが引かれています。「品質優先で風通しのよい組織風土を形成する」という前提を示したことは極めて重要で、今後、この認識を各府省、そして国民の皆様とも共有したいと思います。

2点目に、本建議の内容の基礎として、6月から7月に実施した、各府省に真剣に誠実に回答していただいた「点検・確認」の取組があります。37ページ以降の別紙に紹介されていますが、このことは、建議が抽象的な議論で行われたのではなく、総務省と統計委員会、各府省が一体となって、実態に即した分析を踏まえた提言としてまとめているということであると、このように確信したいと思います。「点検・確認」が基礎にあるということは大変重要だと思っています。

3点目に、統計作成プロセスにおけるリスクを7つに分析していただいて、それを今後の取組としては、「総合的品質管理の推進」、「ガバナンスのための組織内外のコミュニケーションの確保」、「デジタル化による人間系ミスの低減と業務プロセスの改善」、そして「品質優先の組織風土のための基盤整備・強化」と4つに集約していただき、これはいずれも重要なのですが、市長経験者の私として特に注目している点について申し上げます。

それは「ガバナンスのための組織内外のコミュニケーションの確保」の中の6、これは14ページ、そして27ページに書かれているのですが、「地方公共団体や民間事業者との目的意識の共有と十分な意思疎通の確保」ということが指摘されている点です。公的統計の主体として各府省は責任を持っているわけですが、法定受託事務として参画する自治体、そして業務を契約に基づいて分担する民間事業者との適切な連携、協働（コラボレーション）が不可欠です。このことをしっかりと指摘している点、この建議は総務大臣に向けて出されておりますし、各府省の取組が中心ですが、しかし、地方公共団体や民間事業者の皆様が公的統計品質向上のパートナーであると、一緒に公的品質向上に取り組んでいきましょと、こういうメッセージとして、特にこの部分を発信していただけると有り難いと思います。

4点目は、15ページにありまして、詳細は28ページにある「7 デジタル化の推進」に

ついて申し上げます。政府、そして地方公共団体は今、DX（デジタルトランスフォーメーション）を各分野で取り組んでいます。これは行政サービスの向上と、それから行政プロセスの効率化を図るもので、今回も「デジタル化」について丁寧に提案をしています。ここでは「デジタル化」という言葉が使われていますが、恐らくは「トランスフォーメーション」、「公的統計プロセスの変革」につながっていく、その端緒が提言されているのではないかと考えていて、今後の展開に期待したいと思います。

最後に、「結びに」というところの副題に「公的統計の総合的な品質向上に向けて着実な実行を」と付けていただきました。「実行」という言葉を発信していただきました。このことは、まさにこの建議が、在り方、今後の改革について列挙されていますが、これは着実に各府省が、そして中央統計機構の皆さんが実行できる内容が列挙されていると信じています。特に6月15日の参議院の決算委員会の警告では、「必要に応じて人員を増やすなど適切な統計行政体制の確保を」と言っているわけですから、国会にも応援していただいていると思って、是非各府省一丸となって実行していただき、総務省がコーディネートしていただければ心強いなど、このように思いました。

いずれにしても、特別検討チームのメンバーの一人として、川崎座長を中心に、椿委員長もオブザーバーとして適切な羅針盤を示していただきましたことに改めて感謝いたします。どうもありがとうございます。

以上です。

○椿委員長 清原委員、どうもありがとうございました。建議とすることに対する支持をいただいたと思います。

津谷委員、よろしくお願いします。

○津谷委員 会議室から参加しております津谷でございます。前回の統計委員会でも申し上げましたが、川崎委員をはじめとして特別検討チームメンバーの方々の御尽力に心からの感謝を申し上げたいと思います。この建議は政府統計の作成・提供、そして公的統計の品質向上と維持のために目標とすべき姿、理想とすべき方向性が示されており、非常によくできた包括的なものであると感じます。特にすばらしいのは、ここには具体的かつ実用的な提言が示されているということだと思います。これらを踏まえて、各府省が前向きに努力を続けていただくことで政府統計の品質向上が図られるであろうと期待しております。

また、先ほど清原委員がおっしゃったように、この建議には各府省へのアンケートの結果というか、各府省を対象に点検・確認をされた結果のデータが示されているということもすばらしいと思います。これは文字通りのエビデンス・ベースド・ポリシー・メイキングというか、これはポリシーではありませんので、エビデンス・ベースド・レポート・メイキング、つまりEBRMだと思います。この建議は本文だけでなく、付録も興味深く有用で、読んでいても、ああ、なるほどと思うところがたくさんあると感じました。

最後に付け加えますと、私は前回の統計委員会で、統計分析審査官のポストの恒久化について発言いたしました。このポストは令和元年に導入され、5年の時限措置であるため、その延長、できれば恒久化を見越した延長ができないかと申し上げました。それについて、この報告書の32ページの括弧の中の最後のところで、見直し後の統計分析審査官のポスト

について、統計データアナリスト及びアナリスト補の資格の取得者を充てることが提案されています。私はこれには思い至りませんでした。素晴らしいアイデアだと思います。また先ほど、専門的なトレーニングを受けた、できれば学位を持った高い専門性を持つ統計スタッフのリクルートメントが必要であるという御意見が出されました。そのとおりだと思いますが、この報告書に示されたアイデアは非常に現実的な方法のひとつだと思います。統計分析審査官のポスト在籍中に統計データアナリスト及びアナリスト補の資格取得に必要な研修を受けることで、キャリアアップを目指すインセンティブにもなるのではないかと思います。それぞれのポストも大事ですが、同時進行で統計に関する専門性をもつ人材を複数のルートから増やしていくということは素晴らしいアイデアだと思います。こういうことは思いつきませんでしたので、お話をうかがって大変感銘を受けました。この建議に、全面的に賛成いたします。

以上です。

○樫委員長 津谷委員、どうもありがとうございました。実際に人材育成ということに関しては、内部での高度人材を作っていくということ、それから大学との関係性も含めていろいろ今後考えていかなければいけませんし、それをまさに実行していかなければいけないのだろうと思います。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

人材育成に関して、特に学位を持った方というようなことについてのこと、伊藤委員からも御発言あったのですけれども、これについては建議というよりは、できれば次期基本計画の中できちんと議論して、提言させていただければなというふうに考えているところです。

それでは、特に追加の意見はございませんようですので、本報告書案を統計委員会の建議とすることについて議決を行いたいと思います。この報告書案を統計委員会の建議として総務大臣に提出することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○樫委員長 それでは、異議なしと認め、本案を統計委員会の建議と決定いたします。

本建議は総務大臣への提言です。統計委員会終了後に私が総務省に出向き、三浦総務大臣政務官に手交いたします。その後、私から報道発表をさせていただくことにいたします。

川崎座長をはじめ、特別検討チームの委員の皆様方には、長期にわたり非常に積極的な議論を行っていただき、この建議を取りまとめていただくことになったことを、統計委員会を代表して心から感謝申し上げます。

私も当初から、重点的な、リスクベースの考え方で点検や対策というのを考えてほしいというふうに伝えていたところです。この報告書では、統計作成プロセスの実際の特徴からリスクを抽出して、そのリスクに対応して点検結果、しかもデータをきちんと取っていただいていた、私も品質管理の研究者の端くれにはおるのですけれども、その考え方も踏まえて、専門家の助言も受けて対策をまとめていただけたと思っております。非常にいい報告書にさせていただきました。

また、本日は、各府省の皆様も傍聴していらっしゃると思存じます。幹部の方、御担当の職員の方、皆様が、全組織、府省の組織を挙げて公的統計の総合的な品質向上に向けて、常に現状を点検し、改善を目指す姿勢をもって日々の業務に取り組んでいただくことを、この場を借りて心からよろしくお願ひしたいと思います。あわせて、各府省におかれましては、公的統計の総合的な品質管理、府省を挙げた品質管理活動が、本来、この報告書の提案より更に幅広い統計の品質を維持・改善する活動であることも念頭に入れて、それぞれが所管する統計において、この報告書で提言されている活動を実効化するための取組及び社会経済の変化に的確に対応するための取組を今後積極的に進めていただくよう、これもよろしくお願ひしたいと思います。

統計委員会といたしましても、このような総合的な品質管理に係る取組を主導し、かつ支援するため、今後、基本計画の審議において引き続き検討を行うとともに、調査研究等の実施を含め、対処すべき課題について継続的に議論を進めていくことにしたいと思います。委員の皆様方、各府省の皆様方の引き続きの御協力をよろしくお願ひしたいと思います。

私からの取りまとめのコメントは以上となります。

それでは、次の議事に移ります。建設工事受注動態統計調査の遡及改定等についてです。まず国土交通省から御報告をお願いいたします。

○三善国土交通省総合政策局付 国土交通省総合政策局の三善と申します。よろしくお願ひいたします。

本日は、まず初めに、改めまして、今般の事案につきまして、国民の皆様、特に私どもの統計の利用者の皆様、そして統計委員会の委員方に、大変な御迷惑と、これによって統計に対する不信を招来してしまったことについて、心より深くおわびを申し上げたいと思います。私ども国土交通省は昨年末以来、この事案に対する対応を進めさせていただいておりました。まずは原因究明をさせていただき、その後、再発防止策に加えまして、過去に公表してしまった誤りを含んだ統計について、なるべく速やかにそれを訂正しなければならないという課題があるということでしたので、これについての取組も進めてきたところ です。

このたび、推計によるものが一部含まれておりますけれども、誤りを訂正した統計を作成し、先週の金曜日に公表いたしましたので、その内容について、この場をお借りして御報告をさせていただきます。

資料2-1でございますけれども、こちらは去る5月27日の統計委員会におきまして、私どもの代わりに、私どもの御報告内容を踏まえて、特別検討チームの川崎座長に統計委員会に対して御報告をいただいた資料でございます。これは、簡単に振り返りというか、今日御報告する結果の前提となっているものですので、簡単に言及させていただきますと、私どもの方で1月、国土交通省に遡及改定検討会議という、有識者の委員方を構成員とする会議を設置させていただきまして、5月13日に遡及改定に必要な推計手法を決定していただきました。これに基づいて報告書の中では、なるべく速やかに、国土交通省においてはこの遡及改定の推計手法を用いて実際に数字を正してほしいという御指示をいただいた

ところでございます。手法について改めて御説明することは、今日は省略させていただきたいと思っておりますけれども、私どもとしてはこの手法に基づいて今回の訂正を行わせていただいたというところでございます。

早速ですけれども、資料2-2の方に進んでいただきまして、この資料の箇条書の1つ目に書いてございますとおり、検討会議において決定された方法に基づいて遡及改定を行い、推計値を算出いたしました。

その影響です。詳細な統計表、全ての調査計画に基づく表章をしている統計表につきましては、もう既にe-Statに公表させていただいておりますけれども、今日の御説明用に概略をお示ししているのが真ん中にある青みがかった表でございます。今回の訂正の対象期間が平成25年度から令和3年度まででございます。そして、遡及して統計を直すようにと御指示をいただいていたのが、不適切処理が直接にあった建設工事受注動態統計調査、この表では受注統計と申しておりますけれども、受注統計に加えまして、この受注統計を使って作成している加工統計である建設総合統計、その2つの統計について訂正を行いました。

この表では、訂正前の公表値が訂正後の公表値よりもどの程度大きかったかを兆円単位で示すとともに、訂正後の正しい数値に対する大きかった額の割合を、下段にパーセンテージで示しているというものになっております。

この結果について、私から2点、簡単に御説明させていただきたいと思っております。1点目は、この数字の大きさの、改めての評価でございますけれども、ちょっと申し訳ないですが資料2-1に戻っていただきまして、5月13日の検討会議の報告書では、その当時、分析が完了していた令和2年度の調査票情報に基づきまして、過去の二重計上をはじめとする不適切処理の影響額がどれぐらいであったかという試算をさせていただいております。それがこのページの真ん中より少し下あたりの「注」と書いてあるところでございまして、その2行目の終わりからの部分ですけれども、また、仮に複数月合算をしていた場合を想定し、その影響を試算すると、5.3%過大になっていた、額で言うと2.8兆円程度過大となっていたという試算をさせていただきました。さらに加えて、このページの最後に脚注のような形で「参考」と書いてある部分でございますけれども、ここでは、先ほど御説明した、今回併せて訂正を行った建設総合統計につきましても、その訂正を行う影響額、従前の公表値と訂正後の数字がどの程度乖離しているかというような影響度を大まかに試算させていただきました。これは2行目に数字が出ておりますけれども、平成25年から令和2年度について試算をすると、マイナス0.3%からプラス0.6%程度の影響が出るだろうという試算をさせていただいております。

資料2-2に戻っていただきまして、その事前の5月時点の見込みとの対比で考えますと、最初に2-1の1点目として御紹介した受注統計の5.3%という数字は、この表で申し上げますと1行目、受注統計元請受注高という行の数字に該当するものでして、その行を御覧いただきますと、平成25年度が最大の乖離幅というか、影響が出ていまして、パーセンテージで見ると5.1%程度となっております。想定していた程度、有識者会議でこの手法を使うと大体これぐらいになるであろうと試算していただいたものとおおむね一致して

いるところになっております。

また、総合統計については、25年度から令和2年度について、先ほど申し上げましたとおり影響度を大まかに試算していただき、マイナス0.3%から、最大で0.6%の影響度が出るという試算をしていただいておりますけれども、3行目の建設総合統計の行を見ていただきますと、平成25年度から令和2年度までを見ると全てプラス領域ではありますけれども、最大で0.6%となっております、これについても5月13日の報告書で試算していただいたものとおおむね一致しているということになってございます。

この結果と、あと途中段階で、私どもこういう形で今回の訂正を進めておりますという御報告を遡及改定検討会議の委員方にもしております、その結果として、検討会議で決定した手法に忠実に、しっかりと適用してもらったという御評価を私どもとしてはいただいているところでございます。

すみません、最後に1点、重要な点がございまして、今回この遡及改定の作業、訂正の作業を進めている中で、建設工事受注動態統計調査ですとか建設総合統計の作成を詳細にやり直している過程で、今般の不適切事案に起因するもの以外の統計の作成上のミスが3点ほど見つかりました。それを表の下の注1というところで書かせていただいております。

1つは、建設工事受注動態統計調査につきまして、令和3年4月分の下請受注高について事業者様からの回答に誤りがあったということが発覚いたしました。また、建設総合統計につきましては、作成過程で用いる補正率について、平成29年度の算定時に数値の取り違えが1つの分野においてありました。また最後に、平成28年12月に、平成25年7月分の建築着工統計調査について誤りがあるということを公表させていただいているのですが、この建築着工統計調査の数値は、建設総合統計の1つの材料というか、1つの入力値として使っております、建築着工統計自体は直してはいたのですが、建設総合統計に直しを遡って反映しているのが漏れていたというような誤りも見つかりました。

これは遡及改定のプロセスで、同時並行的に、本当に誤りなのかどうかの確認と数値の訂正を行いまして、この度の不適切処理に係る遡及改定の影響と一体的に処理をさせていただいて、公表させていただいているというものでございます。

すみません、最後と言っておきながら、最後に一言でございますけれども、5月27日のこの委員会におきまして白塚委員から、今回の遡及改定については普通の――普通のと言っているのか分かりませんが、基準改定に伴うような遡及改定とは全く、趣旨というか背景というか、原因が異なるものでして、明らかに推計手法上誤りがある、合理性が全くないような二重計上という推計手法によって作成されてしまった統計を直すものなので、遡及改定という言葉、「定める」という字の改定という言葉を使うと誤解を生じるという御指摘をいただきまして、私ども全くそのとおりで思っておりますけれども、その場で御説明させていただきましたとおり、公文書上のルールもありまして、遡及改定という言葉を使わなければならない、どうしても避け難いところは遡及改定という言葉を使っておりますけれども、今回の資料では、少し私どもなりに工夫をさせていただいて、例えば、この資料の箇条書の2つ目でございますけれども、例えば「改定前の公表値から改定後の数値を控除した」と言い回しではなく、一般の動詞ですとか動名詞を使って御説明できるよ

うな部分については、なるべく「訂正」という言葉を使って御説明させていただいております。今後もこのような御説明をさせていただく場においては、固有名詞を使わなければならない場合を除いて、基本的には、誤りが原因である今回の訂正であるということを明らかにするような御説明方法、表現で御説明をさせていただきたいというふうに思っております。

私からの御説明は以上です。

○**樫委員長** 御説明どうもありがとうございました。それでは、ただ今の御報告について何か御質問などございますでしょうか。よろしく願いいたします。

菅委員、手が挙がっています。よろしく願いいたします。

○**菅委員** 菅でございます。大変丁寧に御説明いただきまして、大変納得いたしました。

1つ参考までに教えていただきたいのですが、表のところですが、画面に出していただけますでしょうか。これの令和3年度がマイナスで、ほかの年は全部プラスで、要するにこれは過大だったのだけれども、なぜ令和3年度だけ過小になっているのかということについて、今どのように分析されているのか、参考までに教えていただけたらと思います。

○**樫委員長** よろしく願いします。

○**三善国土交通省総合政策局付** お答えいたします。令和3年度につきまして、マイナスになっている行が2つございます。受注統計の元請受注高に関する部分と、建設総合統計のマイナスがございまして、私どもが解釈している限りでは、計算結果の解釈としては、2つそれぞれについて原因が異なるものと思っております。

お時間もありますので簡潔に御説明させていただきますと、受注統計のマイナスの方は、今回不適切処理が幾つかの類型がございまして、二重計上以外にも、一部の工事を二重計上のおそれがあると当時、事務方で勝手に判断して、調査票に含まれている一部の工事を集計に回さないこととされている時期がございました。こちらについては令和元年12月から令和3年度いっぱいまで実施というか、処理が続けられていた不適切処理になるんですけども、その処理は、今回の検討会議では、必要がない処理であったと、集計に回してよかったという結論をいただきましたので、集計に回していなかった工事を元に戻すという訂正を行いました。ですので、この表は若干直観に反する部分があるかもしれませんが、過大推計だったことを御説明するための資料ですので、プラスになっている場合は前の公表値が大きかった、従前の公表値が大きかったことで、マイナスになっているのは従前の公表値が過小だったことを示しておりまして、本来集計に含めるべきだった金額を入れていなかったのを今回戻したために、今回の訂正後の数字の方が大きくなっているということでございます。それが受注統計の方のマイナス0.1兆円、マイナス0.1%の御説明です。

建設総合統計のマイナス0.3兆円、マイナス0.5%は、これは建設総合統計の推計方法に起因しているものでございます。建設総合統計は基本的に、決算ベースの建設投資額という数字を使って、受注統計の数字を補正して推計を行っています。ただ、建設投資額は決算ベースですので、直近の数年分は該当年度の建設投資額が分からないというか、入手不

可能でございますので、今の推計手法では、例えば令和3年度については、直近の決算ベースの建設投資額である令和元年度の建設投資額を、令和元年度から令和3年度の受注統計の伸び率を掛けることによって、建設投資額というか、建設総合統計の値の推計にしているというのが大きな推計の仕組みでございます。

それで、令和元年度から令和3年度の伸び率を計算しているわけですが、この訂正前は、分母である令和元年度は二重計上の影響で数字が過大になっていたのに対して、分子である令和3年度の分については、この表でも明らかなおおりに、逆にマイナスになっておりまして、その二重計上の処理を、影響を除き……、要するに誤りがあった状態では分母の方にだけ過大推計が生じていたので、分数全体としては、伸び率全体としては過少推計になっていたと。それを今回、分母の二重計上を取り除いて、元あるべき分数の形に戻したところ、伸び率が大きくなったので、令和3年度の建設総合統計は訂正後の数値の方が大きくなったと、そういうようなことなのかなということで、計算結果を私どもそういうふうに解釈しているところでございます。

○**椿委員長** 御説明ありがとうございました。菅委員、よろしいでしょうか。

○**菅委員** 事情は大変よく分かりましたが、やっぱり二重計上のイメージが非常に強いので、直感と少し違うので、簡単でいいので、一言何か、過小であると書くだけではなくて、簡単でいいから何か説明を入れた方が、おや？という印象を与えないと思います。今の説明だと少し難し過ぎるので、少し簡単に、特殊事情がありますとか、そういう説明を付けていただけたらと思います。

○**椿委員長** どうもありがとうございます。何らかの形の説明というものがあればということでございます。

白塚委員、手が挙がっています。白塚委員、よろしくお願ひします。

○**白塚委員** 白塚です。ありがとうございました。今の点、私も同じような感想を持ったので、是非補足説明をお願いしたいと思ひます。

それから、最後に言及された「訂正」という言葉の使い方ですけど、資料を見ていて、少しそこを気にして資料を作られているのかなという印象を持ちました。御対応いただきありがとうございました。これはそもそもこの問題がなければ、「訂正」という言葉を使うような、この会議、検討会を作る必要はなかったわけですから、今後こういうことはないとと思ひますけれども、こうした問題が起こらないように、是非引き続き統計の精度改善に向けて頑張っていただければと思ひますので、よろしくお願ひします。

以上です。簡単な感想ですから、特にお返事は不要です。よろしくお願ひします。

○**椿委員長** 白塚委員、どうもありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。

川崎委員、よろしくお願ひします。

○**川崎委員** 川崎です。ありがとうございました。この遡及訂正につきましては一応、私も御説明を伺ひまして、了解しましたので、御苦勞さまでした。

むしろこういう遡及計算をされる過程でいろいろ点検をされて、私は副次的な効果もあって大変よかったと思ひのですが、特に資料の2ページ目の注のところでお説明があった、

その後ほかに見つかった問題点ですね。そういうことも分かったということで、そこをまた正直にオープンにされて、大変よかったと思うので、そういう意味でオープンの姿勢というのがまず大事なので、その点は評価したいと思うのですが、むしろ今後のことでお願いしたいのは、問題が見つかった、一応の表層的な原因は分かったということであるのだと思うんですが、これはもう少し掘り下げていただく必要があるのではないかと思います。

要するに、何を申し上げたいかという、例えば注1を見ますと、報告誤りがあったとか数値の取り違えがあった、反映漏れがあったということですが、それはどうして起こったのか、どうやったら防げたのかということ、もっと担当の方々を交えてしっかり、ミスが起こった、ミスを防げばいいんだということではなくて、その元に遡って、報告誤りがあるとすれば、例えば記入しにくさがあったのかとか、期限がかなり迫っていたとか、何かそういう事情があったのかかもしれないとか、そういう背景にまで迫って是非原因究明して、再発ができるだけ防げるように取り組んでいただけたらと思います。そういう観点からも、これから、これを終わりとせず、次のスタートとして取り組んでいただけたら有り難いと思います。

以上です。

○樫委員長 これはよろしくお願ひしますということだと思いますので、是非そのようにしていただければと思います。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、私からコメントしたいと思います。国土交通省から、二重計上などの影響を排除し、更にその作業の過程で新たに判明した誤りについても併せて訂正した遡及改定結果の報告を受けたところです。これによって数値が訂正されたわけですがけれども、これまで多くの統計ユーザーに影響を与えてしまったことについては、決して忘れてはならないと思います。また、いわゆる書換えにより、遡及改定に用いるべきデータが一部失われたために、その部分は推計によらざるを得なかったということも、今般の建議にもございますけれども、データの適切な保存の重要性というものを示す大きな教訓となったと考えます。

今後、国土交通省におかれても、先ほど議決した建議を踏まえて、こうした事案の再発防止、二度と起こらないようにしていただくということ、抑止していただくという、そういう取組を徹底していただきたいというふうに思うところです。

私の取りまとめは以上でございます。

本日用意しました議題は以上となります。

それでは、次回の委員会の日程につきまして、事務局から連絡、よろしくお願ひいたします。

○萩野総務省統計委員会担当室長 次回の委員会については調整中ですので、日時・場所につきまして別途御連絡いたします。

○樫委員長 それでは、以上をもちまして、第181回統計委員会・第30回企画部会の合同開催を終了したいと思います。

最後に、申し訳ありません。村上委員が途中、欠席という報告を受けたということ、

ここで申し上げたいと思います。

それでは、本日の合同開催を終了したいと思います。どうもありがとうございました。